



終わりの見えない介護や世話に追い詰められ、高齢者を叩いたり怒鳴るなどの傷つけてしまう行為を「虐待」といいます。

- ＊家から怒鳴り声や物を投げる音が聞こえる
- ＊高齢者がお風呂に入っている様子がない
- ＊高齢者に話しかけても反応が薄く、無気力な様子がある
- ＊介護者がひどく疲れて見える
- ＊介護者が他人の心配や介入を嫌がる

自分自身や周りの方で、「もしかして虐待かも？」と思うことがあれば、ひとりで悩まずご相談ください。

松本市役所高齢福祉課 (☎ 3 4 - 3 0 6 1)
松本市役所西部福祉課 (☎ 9 2 - 3 0 0 2)
西部地域包括支援センター (☎ 8 7 - 1 5 7 2)



例えば、介護疲れやストレス、介護の知識不足、経済的な不安、家族間の関係性、親族・地域からの孤立など、様々な事情が絡みあって起こっています。



【裏面あり】



「もしかして虐待かも？」と考えると相談をためらってしまいますよね。

でも安心してください。

相談先の市役所や地域包括支援センターには厳重な守秘義務があるため、**どなたからの相談かを漏らすことは決してありません！**

安心してご相談ください。



地域の皆さんへ

虐待を防いだり、早期発見するためには皆さんの「気づき」と「早めの相談」が大切です。
心配な人がいた時は、ためらわずに市役所や地域包括支援センターにご相談ください。



市・地域包括支援センターによる高齢者虐待対応

高齢者虐待の対応において根拠となっている法律は、一般的に『高齢者虐待防止法』と呼ばれている法律ですが、正式には『高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』と言います。

法律にも掲げられているように高齢者の命や安全、権利を守ることは当然ですが、養護者(介護者等)が抱える背景や課題にも目を向け、日常を取り戻すことを目標に、**高齢者・養護者双方の支援を行います。**

認知症思いやり相談会のお知らせ

認知症を専門とする医師に無料で相談することができます。

予約は相談日の2週間前までにお願いします。(先着順)

日時: 令和8年3月13日(金) 午後1時30分～4時30分

会場: 松本市役所本庁舎北別棟1階 高齢福祉課 相談室

[予約・お問い合わせ先]

松本市高齢福祉課 福祉担当(電話 34-3237)

または、お近くの地域包括支援センターまで

西部地域包括支援センター(高齢者の総合相談窓口)

電話 87-1572 FAX 87-1573